

東京地方裁判所 令和●●年（○○）第●●号 供託金還付請求権取立権確認請求事件

国側当事者・国

令和3年3月10日認容・確定

判 決

原告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
同指定代理人	齋藤 章隆
	大岡 仁
	倉田 将幸
	佐藤 嘉誉子
	倉澤 正美
	酒井 洋行
	島 和也
被告	Y
同訴訟代理人弁護士	遠藤 幸子
	中田 好泰

主 文

- 1 原告と被告との間において、東京法務局平成28年度金第11083号の供託金1400万円につき、原告が同供託金の還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、A及び被告が債権者であると主張したため債務者が債権者不確知により供託した供託金について、原告が、当該供託金の還付請求権はAに帰属しており、原告はAに対し租税債権を有し、当該供託金の還付請求権について取立権を取得していると主張して、被告に対し、供託金還付請求権の取立権を有することの確認を求める事案である。

- 1 前提事実（当事者間に争いのない事実又は証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）
 - (1) 被告とA（以下「滞納者」という。）は、昭和54年に結婚したが、令和元年9月25日離婚した。（争いがない事実、乙8）
 - (2) B弁護士（以下「B弁護士」という。）は、滞納者を刑事被告人とする所得税法違反被告事件（以下「本件刑事事件」という。）において、滞納者の弁護人であった者である。（争いがない事実）

(3) 被告は、B弁護士に対し、本件刑事事件の一審係属中の平成23年8月4日に、滞納者の保釈保証金に充てるため、1700万円を交付した（以下当該金員を「本件預託金」という。後記のとおり、被告が、預託の当事者か、滞納者の使者であるかは争いがある。）。B弁護士は、平成23年8月5日頃、保釈保証金1800万円を納付し（以下「平成23年納付保釈保証金」という。）、滞納者はその頃保釈された。

滞納者は、平成24年3月15日、実刑判決を受けたが、同日、700万円を追加で納付し（以下「追加保釈保証金」という。）、再保釈された。（争いがない事実）

(4) B弁護士は、平成28年6月21日、債権者不確知を理由とする民法（平成29年法律44号による改正前のもの）494条に基づく弁済供託として、東京法務局に別紙供託金目録記載の供託をした（以下「本件供託」といい、本件供託に係る供託金を「本件供託金」という。）。本件供託金は、本件刑事事件における滞納者の保釈保証金として、B弁護士に預けられていた金員の一部である。

(5) 原告は、令和元年8月2日時点で、別紙租税債権目録記載のとおり、すでに納期限を超過した1億9306万2200円の租税債権（以下「本件租税債権」という。）を有していた。

原告は、本件租税債権を徴収するため、令和元年8月2日、国税徴収法62条の規定に基づき、滞納者が有する本件供託金の還付請求権を差し押さえ（以下「本件差押え」という。）、同日債権差押え通知書を東京法務局供託官に送達した。（甲1、16）

2 争点

本件の主たる争点は、本件供託金の還付請求権が滞納者に帰属するかである。

第3 争点に対する当事者の主張

1 原告の主張

(1) 被告は、滞納者から依頼を受けて金員を準備し、滞納者の使者として、平成23年8月4日、B弁護士に対し、滞納者の保釈保証金に充てるべきものとして、1700万円を預けた（本件預託金）。よって、本件預託金の預託に係る契約当事者は滞納者であるから、本件供託金の還付請求権は、滞納者に帰属するものである。

このことは、①B弁護士が、本件預託金の預託をした契約当事者が滞納者であると認識していたと認められること、②本件預託金の一部である滞納者の父からの700万円の借入れは、滞納者に対して貸し付けられたものであること、③本件預託金は、滞納者の保釈保証金に充てるべきものとして預託されたものであったこと、④滞納者と被告の夫婦生活は主に滞納者の収入に依拠しており、夫婦の財産の管理も滞納者の判断にゆだねられていたと認められること、⑤被告と滞納者との間では、本件供託金の還付請求権の帰属について訴訟（以下「別件民事訴訟」という。）が係属していたが、本件差押え後、本件差押えを知った滞納者及び被告が、本件供託金の還付請求権が滞納者に帰属することを前提として、本件差押えから逃れる目的で、訴訟外での合意（以下「本件合意」という。）及び訴訟上の和解（以下「本件和解」という。）を成立させていることから明らかである。

(2) 被告は、被告の親族が出捐した1000万円を本件預託金に充てた旨主張するが、相当額に上る金員の借入れであるにもかかわらず金員の流れが明らかでないこと、既に6年から7年の時間が経過しているのに返済した事実が認められないことからすると、被告の親族が出捐したとは認められない。

2 被告の主張

- (1) 本件預託金の契約当事者がB弁護士と滞納者であるとの原告の主張は否認する。被告が、金銭を出捐者から渡され、使用目的を滞納者の保釈保証金と限定してB弁護士に預託し、B弁護士は被告に預り証（以下「本件預り証」という。）を交付しているから、預託者は被告、受託者はB弁護士である。

すなわち、平成23年納付保釈保証金及び追加納付保釈保証金の合計2500万円のうち、滞納者の父が出捐した700万円については、滞納者の父が、滞納者を信用せず、被告に預託したと解する余地がある。Fが立て替えた100万円（平成23年納付保釈保証金分）及び400万円（追加納付保釈保証金分）の合計500万円の債務者は被告である。その余の1300万円については、平成23年納付保釈保証金分の1000万円は、被告の母及び姉から500万円ずつ、追加保釈保証金分の300万円は被告と滞納者の間の子が出捐したものであるが、預託者と被告の認識、当時の事情等からして、被告の親族や子が、使用目的を限定して被告に預託したと解することが相当である。このように借入れで賄われている以上、夫婦生活が滞納者の収入で賄われていたことや財産管理を主として滞納者が行っていたなどの事情は、供託金の還付金請求権の帰属とは関係がない。

以上のとおり、B弁護士への預託者は被告であるから、供託金還付請求権を有するのは被告である。

なお、仮に預託金返還請求権が出捐者に帰属し、かつ被告が親族から調達した1300万円について夫婦の財産だとしても、夫婦の財産は2分の1ずつの共有であるから、本件供託金の一部は被告に帰属すべきものとなる。

- (2) 原告の主張のうち、①B弁護士が契約当事者を滞納者であると認識していたとする点については、否認する。B弁護士は、滞納者から、保釈保証金を罰金支払資金として自己に返還するよう強く求められ、対応に窮して、滞納者に帰属するものではないことを知りながら供託した。

⑤の本件合意及び本件和解について、供託金還付請求権の帰属については、滞納者と被告との間で争っていたが、令和元年8月29日に別件の離婚訴訟について判決がなされ、滞納者が被告に200万円の慰謝料を支払うべきこととなったこと、滞納者の父母が施設に入院しその後滞納者の父が亡くなったことなど、滞納者を取り巻く事情に大きな変化があり、ようやく和解に至ったものであるし、被告は、原告が本件差押えを、本件和解に基づいて東京法務局で供託金を還付しようとしたときにはじめて知ったものである。

第4 争点に対する判断

- 1 前提事実と証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 滞納者は、平成22年8月下旬、本件刑事事件に関する被疑事実で逮捕及び勾留され、同年9月14日、本件刑事事件について起訴された。（甲2）
- (2) 滞納者は、被告を代理人として、平成22年9月29日、C弁護士（以下「C弁護士」という。）との間で、C弁護士から、刑事事件の清算・解決金として940万円の支払を受ける旨等の合意をし、同年10月6日、C弁護士から被告名義の預金口座にそのうち419万3750円の振り込みを受けた。また、当時滞納者が唯一の取締役であった有限会社Dは、平成22年10月6日、E株式会社に対し、自動車を420万円で売却した。（甲2）
- (3) 被告は、本件刑事事件係属中の平成23年8月頃、滞納者の保釈保証金として1800万円が必要になったため、滞納者から借入れ方を頼まれ、同月3日頃、滞納者の父の自宅に

- 赴き、滞納者の父から702万円の交付を受けた。(甲2)
- (4) 被告は、平成23年8月4日、B弁護士に対し、滞納者の保釈保証金に充てるべきものとして、上記702万円のうち700万円を含む1700万円を預けた(本件預託金)。B弁護士は、被告に対し、宛名を被告とする本件預り証を交付した。
- また、被告は、一般社団法人F(以下「F」という。)との間で、平成23年8月4日付けの保釈保証金立替委託契約を締結し、B弁護士に対し、立替金100万円(以下「本件立替金」という。)の送金がされた。(前提事実(3)、甲2、3、12)
- (5) B弁護士は、平成23年8月5日頃、保釈保証金として1800万円を東京地裁に納付し(平成23年納付保釈保証金)、その頃滞納者は保釈された。(前提事実(3))
- (6) 滞納者は、平成24年3月15日、東京地裁において、本件刑事事件について、懲役1年6月及び罰金1800万円に処する旨の実刑判決を受けた。(前提事実(3)、甲10)
- (7) 被告は、Fに対し、平成24年3月15日、追加の立替金を申し込んだ。Fは、B弁護士に対し、同日、被告が預託した自己資金300万円を合わせた700万円を送金した。B弁護士は、同日、滞納者の再保釈のための保釈保証金として、700万円を追加で納付した。(追加保釈保証金)。(前提事実(3)、甲12)
- (8) B弁護士は、本件刑事事件に関する判決確定後の平成28年3月1日、東京地裁から、平成23年納付保釈保証金1800万円及び追加保釈保証金700万円の還付を受け、平成28年3月3日、Fに対し、本件立替金100万円、追加保釈保証金に充てられた立替金400万円及び自己資金300万円の合計800万円を送金した。
- Fは、平成28年3月7日、自己資金300万円から、未納延長手数料等を控除した後の61万9009円を被告が指定する預金口座に返還した。(甲12)
- (9) B弁護士は、前記(8)でFに送金しなかった1700万円(前記(8)のとおり、本件立替金及び追加保釈保証金に相当する分は含まれていないので、本件預託金に相当する分となる。)から、300万円を自身の弁護士報酬として取得したが、残金1400万円について、平成28年6月21日、債権者不確知を理由とする本件供託をした。B弁護士は、本件供託に当たって、別紙供託金目録の供託の原因たる事実に記載のとおり、本件預託金を預託されるまでに、滞納者から、滞納者が金員を調達し、滞納者のために出捐する旨の説明を受けていたところ、被告から、被告が返還請求権を有する真の権利者である旨の主張がされるに至ったことを、供託の原因たる事実とした。(前提事実(4)、甲15)
- (10) 被告は、平成29年11月29日、滞納者に対し、本件供託金の還付請求権が被告に帰属することの確認を求める訴訟を東京地裁に提起し、滞納者は、平成30年1月11日、被告に対し、本件供託金の還付請求権が滞納者に帰属することの確認及び滞納者が所有する不動産の担保不動産競売で生じた剰余金を被告が持ち去ったとして損害賠償を求める反訴を提起した(別件民事訴訟)。
- 東京地裁は、平成31年1月18日、本件供託金の還付請求権は滞納者に帰属すると認定し、滞納者の供託金還付請求権確認請求を認容し、被告の供託金還付請求権確認請求を棄却する判決を言い渡した(以下「別件東京地裁判決」という。なお、別件東京地裁判決において、滞納者のその余の請求は棄却された。)(甲2、弁論の全趣旨)
- (11) 別件東京地裁判決に対し、滞納者及び被告が、それぞれ自らの敗訴部分を不服として控訴したところ、令和元年6月18日の第1回口頭弁論期日で控訴審の弁論が終結し、判決言渡

期日が同年9月10日に指定された。(甲22)

(12) 原告は、令和元年8月2日、本件差押えをし、その差押調書謄本は、同月5日、滞納者に郵送された(前提事実(5)、甲24、25の1、25の2)

(13) 被告と滞納者との間には、離婚等請求事件が係属していたところ、東京家庭裁判所は、令和元年8月29日、被告と滞納者とを離婚するとともに、滞納者に、被告に慰謝料として200万円の支払いを命じる判決をした(以下「別件離婚判決」という。)(乙8)

(14) 滞納者及び被告は、令和元年9月2日、訴外で、本件供託金の還付請求権を被告が有することを確認し、そのうち1200万円は被告が滞納者の母に対し借入れの返済として送金し、200万円は滞納者の被告に対する慰謝料として被告が受領することなどを内容とする公正証書による合意(本件合意)をするとともに、別件民事訴訟の控訴審において、同月5日、本件供託金の還付請求権を被告が有することを確認する等の裁判上の和解(本件和解)を成立させた。(甲17、18)

2 (1) 前記1(9)のとおり、B弁護士が、平成28年6月21日に本件供託をするに当たって、本件預託金を預託されるまでに、滞納者から、滞納者が金員を調達し、滞納者のために出捐する旨の説明を受けていたところ、被告から、被告が返還請求権を有する真の権利者である旨の主張がされるに至ったことを、供託の原因たる事実としていることからすれば、B弁護士は、少なくとも本件預託金を受領した平成23年8月の時点では、金員の預託をした契約当事者は、滞納者であると認識していたと認められる。被告は、B弁護士が、滞納者から、保釈保証金を罰金支払資金として自己に返還するよう強く求められ、対応に窮して、滞納者に帰属するものではないことを知りながら供託したと主張するが、そうであれば、当初は被告に帰属すると考えていたが、滞納者から自己に返還するよう求められたため債権者不確知である旨を供託の原因とするのが自然であるし、滞納者の弁護士費用を本件預託金から控除する(前記1(9))とも考え難いから、被告の主張は採用できない。

また、本件預託金は滞納者の保釈保証金に充てられるものであるところ、被告が滞納者から滞納者の父からの借入れ方を依頼されて実行していること(前記1(3)(4))、滞納者と被告の夫婦生活は主に滞納者の収入に依拠しており、滞納者は勾留中も被告に債務の弁済等について指示をしていること(前提事実(2)、甲2、7、8)からすれば、被告は、滞納者から依頼を受けて金員を準備したものと推認される。

さらに、前記1(10)から(14)のとおり、本件合意では、供託金還付請求権が被告に帰属するとしているものの、本件合意は、別件東京地裁判決で供託金還付請求権が原告に帰属すると認定され、別件民事訴訟の控訴審も一回結審した状況下で、本件差押えの後、控訴審の判決期日の直前になされたものであるところ、供託金1400万円のうち1200万円は被告が滞納者の母に送金することとし、残りの200万円は別件離婚判決で認められた慰謝料に充てることとされていること、被告が滞納者の母に対し1200万円の債務を負っていたことをうかがわせる証拠もないことからすると、本件合意は、実質的には供託金還付請求権が滞納者に帰属することを前提としたものと考えられる。

そうすると、特段の事情がない限り、被告は、滞納者の使者として当該金員をB弁護士に預託したにすぎず、金員の預託をした契約当事者は、滞納者であると推認できる。

(2) 被告は、①本件預り証の宛名が被告であること、②本件預託金のうち1000万円は、

被告が、被告の母から500万円、被告の姉から500万円を借り入れたものであることを主張する。

しかし、①については、B弁護士に実際に金銭を交付したのが被告であったから、宛名を被告としているにすぎないとも考えられ、B弁護士が、本件供託にあたって、前記のとおり滞納者から、同人が金員を調達し自己のために出捐する旨説明されていたとしていることからすれば、契約当事者が滞納者であるとの前記認定を左右するものではない。

また、②については、それぞれ500万円という相当額に上る借入れであるにもかかわらず、その原資については、被告の姉の預金口座から平成23年8月4日に定期預金100万円余りが満期振替とされていることの証拠（甲20）があるにすぎず、それ以上の金員の流れが明らかでないことからすると、直ちに被告の主張を認めることはできない。なお、滞納者は、平成23年8月までに、自動車の売却や弁護士費用の返還で、少なくとも800万円の収入があったと認められること（前記1（2））、平成22年ないし平成23年当時、被告の口座には、毎月6万円前後の給与が振り込まれていたが、そこから生活費を支出している形跡はないこと（甲19）からすると、滞納者において、相応の金銭を保有していたことが推認され、保釈保証金に充てる金額を準備することができなかったとまでは認められない。

(3) よって、特段の事情は認められず、金員の預託をした契約当事者は、滞納者であると推認できる。

(4) なお、被告は、預託金返還請求権が出捐者に帰属することを前提に、本件預託金の一部が夫婦の財産から支出されたとしても、夫婦の財産は2分の1ずつの共有であるから、本件供託金の一部は被告に帰属すべきものである旨主張する。

しかし、預託金返還請求権が帰属するのは本件預託金に係る契約当事者であると解されるところ、前記（1）のとおり、それは滞納者と認められるから、被告の主張は理由がない。

3 結論

よって、原告の請求には理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第48部

裁判官 石神 有吾

別紙 省略